

特定木造建築物 スムーズな確認申請

- ▶ 新 2 号建築物の確認申請が面倒に感じる
- ▶ 何を提出すればいいかわからない

そんな時、この資料を参考に使ってください

※ただし、2025年4月以降も特例の対象となる平屋建てかつ200m²以下の新3号建築物を除きます。

①まずは特定木造建築物に該当するかを確認

以下の項目すべてに該当しますか？

- ☐ 高さ16m以下
- ☐ 階数2以下（地階を除く）
- ☐ 延べ面積300m²以下



全てに該当したら、次に進みましょう！

②構造耐力の検討は仕様規定で

仕様表を添付し基礎伏図・各階床伏図・小屋伏図、軸組図を省略しましょう

仕様表は国交省ホームページに掲載の仕様表（サンプル）を利用して作成ください。
※審査効率化のためこちらの仕様書をお使いください。



住宅：改正建築物省エネ法・建築基準法等に関する解説資料とQ&A - 国土交通省

文字をクリック！

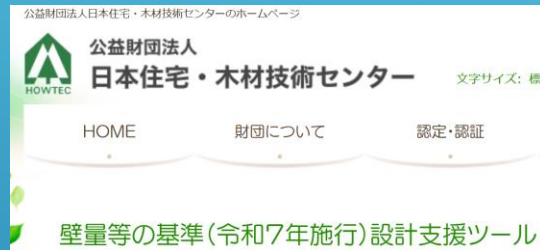
枠組壁工法の場合はご相談ください。

構造関係で添付が必要な図書

仕様表の他に以下の図書を添付しましょう

□表計算ツール結果表

公益財団法人 日本住宅・木材技術センターホームページに掲載の表計算ツールを利用して作成ください。

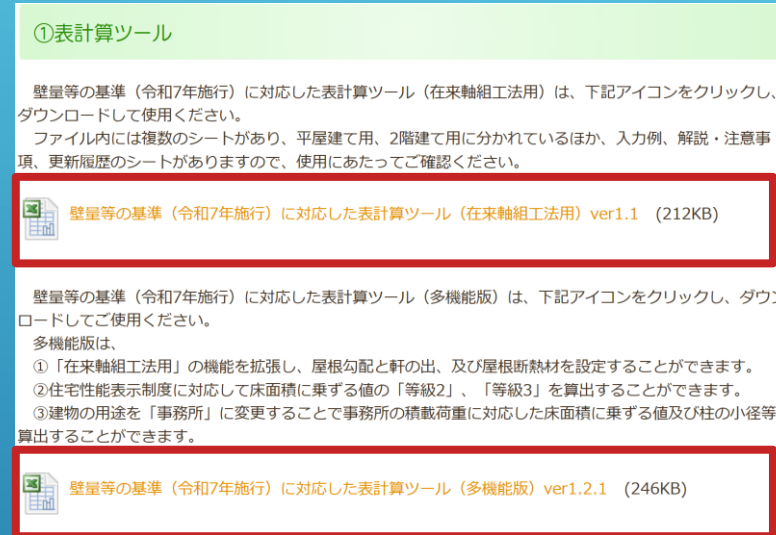


壁量等の基準

(令和7年施行)設計支援ツール |
公益財団法人日本住宅・木材技術センター
(公式ホームページ)



文字をクリック！



□地盤調査報告書

□壁量計算書

□つり合い判定書(四分割法判定)

□柱頭柱脚金物算定書

※審査効率化のため市販ソフト利用を推奨します。(市販ソフト利用がない場合は手数料に影響します。)

※壁倍率や金物など仕様が確認ができない場合は、指摘時に書類の添付をお願いすることがあります。

③省エネも仕様基準で検討し省エネ適判を省略しましょう

以下の図書を添付してください

□仕様表（建築物省エネ法第10条に基づく省エネ基準適合義務に関する事項

国交省ホームページ 資料ライブラリーに掲載の仕様基準に基づく仕様表作成ツールを利用して仕様表を作成ください。



住宅：資料ライブラリー - 国土交通省



文字をクリック！

一次エネルギー消費量基準：設備仕様については完了検査時に設置されている設備を記載ください。検査時に確認します。

□矩計図（断熱仕様を確認します。）

図書作成後は是非電子申請システムでご申請ください。

電子申請をされる際、特定木造建築物の審査期間短縮を希望します。とコメント記載ください。
可能な範囲でご対応いたします。



日本ERI株式会社 |
建築確認検査機関・
住宅性能評価機関

文字をクリック！



手数料はここから確認できます！

※手数料お問い合わせについては下記リンク先の依頼書に記入いただき、
別途ご依頼ください。

申請される際に気を付けていただきたいこと

- 申請された後の変更は原則不可です。
変更される場合は取り下げ再申請をしていただく場合がございます。
- 必ず図面間の整合を図った上でご提出ください。
不整合がある場合は審査日数の短縮が図れません。